



厚生労働大臣が定める院内掲示事項



当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

【看護に関する事項】

当院は、厚生労働大臣の定める基準による看護を行っていますので、患者さんのご負担による付添看護は認められていません。入院中の看護は、看護師がいたしますのでご了承ください。

【入院時食事に関する事項】

入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しています。

【施設基準届出】

《基本診療料》

<ul style="list-style-type: none"> 急性期一般入院料（急性期一般入院料B） 救急医療管理加算 超急性期脳卒中加算 診療録管理体制加算1 医師事務作業補助体制加算2 急性期看護補助体制加算（25対1） 夜間急性期看護補助体制加算（100対1） 看護職員夜間配置加算（16対1） 電子的診療情報連携体制整備加算1 電子的診療情報連携体制整備加算3 療養環境加算 医療安全対策加算1 感染対策向上加算1 患者サポート体制充実加算 	<ul style="list-style-type: none"> 褥瘡ハイリスク患者ケア加算 地域支援・医薬品供給対応体制加算1 病棟薬剤業務実施加算2 データ提出加算 入退院支援加算 せん妄ハイリスク患者ケア加算 地域医療体制確保加算 ハイケアユニット入院医療管理料1 脳卒中ケアユニット入院医療管理料 回復期リハビリテーション病棟入院料3 地域歯科診療支援病院歯科初診料 歯科外来診療医療安全対策加算2 歯科外来診療感染対策加算3
--	--

《特掲診療料》

<ul style="list-style-type: none"> 心臓ペースメーカー指導管理料の注5に規定する遠隔モニタリング加算 小児運動器疾患指導管理料 二次性骨折予防継続管理料1 二次性骨折予防継続管理料2 二次性骨折予防継続管理料3 下肢創傷処置管理料 救急外来医学管理料2及び同注3に規定する救急外来緊急検査対応加算2 外来腫瘍化学療法診療料2 薬剤管理指導料 	<ul style="list-style-type: none"> 医療機器安全管理料1 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注2に規定する持続陽圧呼吸療法充実管理体制加算 持続血糖測定器加算（間歇注入シリンジポンプと連動する持続血糖測定器を用いる場合）及び皮下連続式グルコース測定 検体検査管理加算(Ⅰ) 検体検査管理加算(Ⅱ) 心臓カテーテル法による諸検査の血管内視鏡検査加算 神経学的検査 画像診断管理加算1
--	--





厚生労働大臣が定める院内掲示事項



《特掲診療料》

<ul style="list-style-type: none"> ・ C T撮影及びMR I撮影 ・ 冠動脈C T撮影加算 ・ 外来化学療法加算 2 ・ 無菌製剤処理料 ・ 心大血管疾患リハビリテーション料(I) ・ 脳血管疾患等リハビリテーション料(I) ・ 運動器リハビリテーション料(I) ・ 呼吸器リハビリテーション料(I) ・ 多血小板血漿処置 ・ 人工腎臓 ・ 導入期加算 1 ・ 透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算 ・ 下肢末梢動脈疾患指導管理加算 ・ 緊急整復固定加算及び緊急挿入加算 ・ 骨移植術（軟骨移植術を含む。）（自家培養軟骨移植術に限る。） ・ 脊髄刺激装置植込術及び脊髄刺激装置交換術 ・ 緑内障手術（緑内障手術（流出路再建術（眼内法）及び水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術） ・ 緑内障手術（濾過胞再建術（needle 法）） ・ 経皮的冠動脈形成術（特殊カテーテルによるもの） ・ ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術 ・ ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術（リードレスペースメーカー） ・ 大動脈バルーンパンピング法（I A B P法） ・ 医科点数表第 2 章第 10 部手術の通則の 12 に掲げる手術の休日加算 1 ・ 医科点数表第 2 章第 10 部手術の通則の 12 に掲げる手術の時間外加算 1 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医科点数表第 2 章第 10 部手術の通則の 12 に掲げる手術の深夜加算 1 ・ 医科点数表第 2 章第 10 部手術の通則の 16 に掲げる手術 ・ 輸血管理料 II ・ 輸血適正使用加算 ・ 麻酔管理料（ I ） ・ 保険医療機関間の連携による病理診断 ・ 保険医療機関間の連携におけるデジタル病理画像による術中迅速病理組織標本作製 ・ 保険医療機関間の連携におけるデジタル病理画像による迅速細胞診 ・ 看護職員処遇改善評価料（43） ・ 外来・在宅ベースアップ評価料（ I ） ・ 入院ベースアップ評価料（130） ・ 特別管理加算 ・ 口腔機能実地指導料 ・ 歯科治療時医療管理料 ・ 在宅療養支援歯科病院 ・ 在宅患者歯科治療時医療管理料 ・ 口腔細菌定量検査 ・ 有床義歯咀嚼機能検査 1 の口及び咀嚼能力検査 ・ 歯科口腔リハビリテーション料 2 ・ クラウン・ブリッジ維持管理料 ・ C A D / C A M 冠及び C A D / C A M インレー ・ 歯科技工所ベースアップ支援料
---	---

《入院時食事療養費》

<ul style="list-style-type: none"> ・ 入院時食事療養（ I ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入院時生活療養（ I ）
--	--

《その他》

<ul style="list-style-type: none"> ・ 酸素の購入単価

2026 年 6 月 1 日
名戸ヶ谷病院 病院長